

広島県教育委員会教育長訓令第6号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表第二（第十条関係） <table><tr><th>課 等 名</th><th>文書記号</th></tr><tr><td>学校経営戦略推進課 (略)</td><td>(表)</td></tr><tr><td>学校教育情報化推進課 (略)</td><td>(表)</td></tr><tr><td>学校教育情報化推進課 (略)</td><td>「広教委情」 (表)</td></tr><tr><td>豊かな心と身体育成課 (略)</td><td>(表)</td></tr></table>	課 等 名	文書記号	学校経営戦略推進課 (略)	(表)	学校教育情報化推進課 (略)	(表)	学校教育情報化推進課 (略)	「広教委情」 (表)	豊かな心と身体育成課 (略)	(表)	別表第二（第十条関係） <table><tr><th>課 等 名</th><th>文書記号</th></tr><tr><td>学校経営支援課 (略)</td><td>(表)</td></tr><tr><td>学びの変革推進課 (略)</td><td>(表)</td></tr><tr><td>豊かな心育成課 (略)</td><td>(表)</td></tr></table>	課 等 名	文書記号	学校経営支援課 (略)	(表)	学びの変革推進課 (略)	(表)	豊かな心育成課 (略)	(表)
課 等 名	文書記号																		
学校経営戦略推進課 (略)	(表)																		
学校教育情報化推進課 (略)	(表)																		
学校教育情報化推進課 (略)	「広教委情」 (表)																		
豊かな心と身体育成課 (略)	(表)																		
課 等 名	文書記号																		
学校経営支援課 (略)	(表)																		
学びの変革推進課 (略)	(表)																		
豊かな心育成課 (略)	(表)																		

(広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) 2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる総括官の職にある者（以下「総括官」とい	附 則 1 (略) 2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる乳幼児教育・教育支援部長の職にある者（

う。）は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する教育支援推進課、乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

3
(略)
4 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる個別最適な学び推進監及び人材育成推進監並びに第四項に掲げる県立学校改革推進監、教育支援推進監及び情報化推進監の職にある者は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項のうち、課長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

5|6| 当分の間、総括官は、別表第二学びの変革推進部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

7|8| (略)

9・11 (略)
11 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における総括官の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

• 当分の間、学びの変革推進部長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における学校経営戦略推進課長、教育支援推進課長、学校教育情報化推進課長及び個別最適な学び担当課長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

別表第二 (第六条の二関係)

部課の区分		(略)
管理部	総務課	一―七 (略) 八 臨時的任用職員の任免 九 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (平成三十一年広島県条例第一号) 第一条の短時間勤務会計年度任用職員の任免 十―十九 (略)

以下「乳幼児教育・教育支援部長」という。
() は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する教育支援推進課、乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

3 (略)

4|5| (略)
5|6| 当分の間、乳幼児教育・教育支援部長は、別表第二教育部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

6|7| (略)

8| 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる教育支援推進監、学びの変革推進監及び県立学校改革推進監の職にある者は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項のうち、課長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

9・11 (略)
11 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、教育部における乳幼児教育・教育支援部長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

• 当分の間、教育部長は、第七条第一項の規定にかかわらず、教育部における教育支援推進課長、学びの変革推進課長及び個別最適な学び担当課長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

別表第二 (第六条の二関係)

部課の区分		(略)
管理部	総務課	一―七 (略) 八 臨時的任用職員及び当直専門員 (非常勤) の任免 九―十八 (略)

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。

附 則

進部革新の学び					
(略)	成	体	と	な	豊
(略)	課	育	身	心	か
(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)

部教育					
(略)	課	育	な	豊	(略)
(略)	成	成	心	か	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)